

議 案 書

【議 案】

[令和8年度第1回理事会]

番 号	件 名	ペー ジ
議案第1号	令和8年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集（決議の省略による開催）について	1

議案第1号

令和8年度第1回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集（決議の省略による開催）について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条、第14条、及び第16条第4項の規定に基づき、評議員会の決議の省略による開催（書面決議）をお願いするもの。

開催日時 令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）【書面決議の期間】

開催場所 定款第16条第4項の規定による決議の省略による開催（書面決議）のため、特定の会場は設けない

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事の選任について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。